

2021年7月 No.7

## 「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」 の概要

弁護士 大久保 涼

弁護士 小原 直人

弁護士 川合 佑典

弁護士 松本 尊義

### はじめに

2021年6月15日、日本において、宇宙資源の探査及び開発を目的とする人工衛星の管理を行うにあたって、事業者求められる手続や許可要件等について規定し、許可を受けた事業者には採掘した宇宙資源の所有権を一定の条件の下で認めることを明記した、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（以下、「宇宙資源法」といいます。）が成立しました<sup>1</sup>。

宇宙資源の開発については、月資源の開発を筆頭に国際的な注目が集められており、我が国においても、月面資源の探査を計画する株式会社 ispace や、月面探査車の開発を行う株式会社ダイモンなど、商業的な宇宙資源開発を目指す民間企業が出現しています。かねてから、かかる民間企業による商業的宇宙資源開発の制度的な環境を整備すべく、宇宙資源開発に関する国内立法の必要性が論じられてきたところ、宇宙資源法の成立によりその整備が進められることとなりました。日本は、宇宙資源開発に関する国内法を整備した国としては、米国、ルクセンブルク及び UAE に次いで4カ国目となります。本ニュースレターでは、宇宙資源に関する各国での立法動向と、新たに成立した宇宙資源法の概要についてご紹介します。

### 宇宙資源に関する各国の立法動向

宇宙資源開発に関する国内立法の可否や許容される宇宙資源開発の態様については、宇宙条約等主要な条約上明確な規定がなされていない（月協定を除きます。）ことから、国際的な議論の対象となってきました。かかる議論においては、宇宙資源開発は国際的な枠組みの成立を待って行われるべきとの主張もなされる一方で、私人による商業的な宇宙資源開発を認め、私人に宇宙資源の所有権の取得を認める国内立法を国際法上適法とする見解が有力に主張されています。

このような状況の中で、これまでに、米国、ルクセンブルク及び UAE において、宇宙資源開発に関する国内立法が行われてきました。今回の宇宙資源法の成立により、日本が上記3カ国に続いて宇宙資源開発に関する国内法を制定した国家となり、さらに、オーストラリア、ニュージーランド及びカナダにおいても、宇宙資源開発に関する国内法の制定が検討されています。

現在宇宙資源開発に係る国内立法を行っている国のうち米国、ルクセンブルク及び日本の国内法は、宇宙資源に対して私人の権利が成立すると明確に定めています。

<sup>1</sup> 2021年6月23日に公布され、附則の一部の規定を除き、公布の日から起算して6ヵ月を経過した日から施行することとされています（宇宙資源法附則第1条）。

## 1. 米国

米国は、2015年11月に、Commercial Space Launch Competitiveness Act (CSLCA, USC Title 51 Subtitle V, 商業打上げ競争力法)を制定し、同法において、宇宙資源に対する占有、所有、輸送、使用及び売却についての私人の権利を認めています。もっとも、宇宙資源に対する所有権は認めているものの、同法の第403条において、米国は本法の施行によって、いかなる天体に対しても主権又は主権的若しくは排他的な管轄権、所有権等を主張するものではない旨が規定されており、月その他の天体を含む宇宙空間に対する主権の主張や取得を禁止する宇宙条約第2条への配慮が見られます。また、宇宙空間における自国の非政府団体の活動につき許可の付与及び継続的な監督を義務付けている宇宙条約第6条との関係で、同法は、第108条により、宇宙条約遵守のための政府の許可及び監督の枠組みを定めることを規定しています。しかしながら、商業宇宙資源探査活動に対する具体的な許可の付与手続については、未だ定められておらず、その結果、現時点では同法の下で民間企業が宇宙資源を採掘することは事実上できない状況となっています。

## 2. ルクセンブルク

ルクセンブルクは、従前から国の産業政策として民間宇宙事業の誘致に力を入れており、例えば、通信衛星事業者であるSES社を政府としてバックアップして、初めて民間企業による衛星放送を実現させています。現在、ルクセンブルクは、民間宇宙活動のハブとなることを目指しており、2017年には宇宙資源探査法 (l'exploration et l'utilisation des ressources de l'espace) を制定しています。

宇宙資源探査法においては、第1条で、私人による宇宙資源の所有が認められることを明らかにしています。また、同法第2条では、商業宇宙資源探査ミッションごとに許可 (authorization) を発給する制度を定めています。同条第3項には、許可を受けた事業者は、許可条件及びルクセンブルクの国際的義務に従う限りにおいて商業宇宙資源探査ミッションを行うことができる旨が規定されており、米国法と同様に宇宙条約に対する一定の配慮がなされています。もっとも、本ニュースレター執筆時点において、実際に許可が付与された公表事例はないので、今後の事例が注目されるところです。

## 3. UAE

UAEは、2014年に宇宙庁 (UAE Space Agency) を設立し、2016年に国内の宇宙分野を発展させることを目的とする国家宇宙政策を策定するなど、宇宙分野の発展に比較的最近になって力を入れ始めた国です。国家宇宙政策の一環として、UAEは、2019年12月に、宇宙活動全般に関する規制の枠組みを定めた宇宙分野の規制に関する連邦法 (Federal Law No.12 on Regulating the Space Sector) を制定しています。

同法の規制対象には商業利用を目的とする宇宙資源の開発も含まれており (同法第4条(j))、同法第18条第2項により私人が宇宙資源の所有、売買、輸送、貯蓄等を含む宇宙資源の開発行為を行うことを、宇宙庁の役員会議による許可の対象とすることが規定されています。

同法は、米国、ルクセンブルクや日本における国内法と異なり、宇宙資源に関する私人の権利を直接に規定する条項を持ちませんが、宇宙庁による当該許可が付与される限りにおいて、私人の商業的宇宙資源開発のための宇宙資源に対する権利も認める趣旨であると考えられます。宇宙資源開発許可のための条件は、同法第18条第1項により内閣 (Council of Ministers) 又は内閣による委任を受けた者の決定により定められる事項とされ、今後当該決定により、より詳細な規制が定められるものと考えられます。

## 宇宙資源法の概要

### 1. 総論

日本におけるこれまでの法制度の下では、宇宙資源を採掘する宇宙機は人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (以下、「宇宙活動法」といいます。) 上の「人工衛星」に該当することから、宇宙資源開発を行おうとする者は、宇宙活動法上の許可を取得すれば足りるという考え方もありましたが、具体的にどのような宇宙資源

開発が許可されるかという点については必ずしも明らかではありませんでした。

そうした状況の中、宇宙資源法は、宇宙活動法の規定による許可の特例という位置づけで、宇宙資源の探査及び開発<sup>2</sup>を人工衛星の利用の目的として行う人工衛星の管理をするにあたって、事業者に求められる手続や許可要件等を以下のとおり定めています。また、宇宙資源の所有権の取得に関しても明文を設けています。

## 2. 許可に関する規定

### (1) 事業活動計画の提出

宇宙資源の探査及び開発を目的とする人工衛星の管理に係る宇宙活動法上の許可（以下、「宇宙資源の探査及び開発の許可」といいます。）を受けようとする者は、宇宙活動法に基づく一般的な人工衛星の管理に係る許可制度により提出が求められる、事業者や人工衛星に関する基本情報、人工衛星の管理計画及び終了措置等を記載した申請書（宇宙活動法第 20 条第 2 項）に、以下の事項を定めた事業活動計画を併せて記載する必要があります（宇宙資源法第 3 条第 1 項）。

- (i) 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の目的
- (ii) 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間
- (iii) 宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所
- (iv) 宇宙資源の探査及び開発の方法
- (v) (i)から(iv)までに掲げるもののほか、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容

### (2) 許可要件

宇宙資源の探査及び開発の許可の要件として、宇宙活動法に定められる一般的な人工衛星の管理に係る許可についての要件（宇宙活動法第 21 条・第 22 条）のほか、以下のいずれにも適合していることが求められています（宇宙資源法第 3 条第 2 項）。

- (i) 事業活動計画が、宇宙基本法の基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (ii) 申請者が事業活動計画を実行する十分な能力を有すること。

宇宙活動法における一般的な人工衛星の管理に関する規律においても、人工衛星の利用の目的及び方法が前記(i)の基準に適合していること、並びに人工衛星の管理の方法を定めた管理計画について申請者が前記(ii)の基準に適合していることが要求されていますが、宇宙資源の探査及び開発の許可にあたっては、さらに宇宙資源の探査及び開発に特有の事項を定めた事業活動計画についても、前記 2 つの基準をその許可に係る審査基準に含める趣旨であると解されます。宇宙資源法は、文言自体は抽象的で幅があるため、今後ガイドライン等の作成が望まれるものの、一定の許可要件を示していることからしても、許可要件を明確に定めていない米国やルクセンブルクの宇宙資源開発に関する法律よりも一歩進んだ法律と評価できます。日本政府としては、今後、客観的に明確な許可要件に基づきできるだけ民間企業に許可を与えることで、日本の民間企業の国際的な競争力を高める意図や国外の企業誘致を推進する目的があると考えられます。

### (3) 許可を受けた場合の公表

宇宙資源の探査及び開発の許可を受けた者の氏名や名称、事業活動計画の内容その他所定の事項は、公表されることが原則とされています（宇宙資源法第 4 条）。その目的は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を国際

<sup>2</sup> 宇宙資源法は、「宇宙資源」の定義として、「月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源」をいうとした（宇宙資源法第 2 条第 1 号）。また、「宇宙資源の探査及び開発」の定義として、次のいずれかに該当する活動（専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。）をいうとしています（同法第 2 条第 2 号）。

①宇宙資源の採掘、採取その他これに類するものとして内閣府令で定める活動（以下、「採掘等」という。）に資する宇宙資源の存在状況の調査

②宇宙資源の採掘等及びこれに付随する加工、保管その他内閣府令で定める行為

的協調の下で促進するとともに、宇宙資源の探査及び開発に関する紛争の防止に資するためとされています。

### 3. 宇宙資源の所有権の取得

宇宙資源法は、上記の宇宙資源の探査及び開発に係る事業活動計画の定めるところに従って採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得すると規定しています（宇宙資源法第5条）。

当該規定により、宇宙資源法に基づく許可を受けた事業活動計画の定めるところに従って宇宙資源を取得した事業者につき、当該宇宙資源の利用処分に係る法的な根拠が付与されることとなり、また、事業者が取得した宇宙資源を第三者から盗まれたり毀損されたりした場合には、当該宇宙資源に対する事業者の利益が法的に保護されることとなります。

### 4. その他

宇宙資源法は、その施行に当たっては我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならないこととし（同法第6条第1項）、また、同法のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではないことを明記するなど（同法第6条第2項）、宇宙条約に対する一定の配慮をしていることが窺えます。さらに、宇宙資源法は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めることや民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関し、国際間における情報の共有の推進、国際的な調整を図るための措置その他の国際的な連携の確保のために必要な施策を講ずることを明記するなどしており（宇宙資源法第7条）、国際的な制度の構築及び連携の確保に配慮する国家の方針を示しています。

## 今後の見通し

本ニュースレター執筆時点では、宇宙資源法の施行に係る内閣府令は定められておらず、宇宙資源法の適用対象となる「宇宙資源の探査及び開発」の範囲や、許可を受ける際に必要となる事業活動計画の記載事項等について明らかになっていない部分もありますが、同法の成立により、宇宙資源開発事業やそれに伴う宇宙資源の所有権の取得が、一定の条件の下で法的に認められることとなります。そのため、今後は宇宙資源開発事業を行おうとする国内外の事業者の予見可能性が高まる結果、宇宙資源開発事業の促進効果や企業の誘致も期待されます。

また、米国やルクセンブルク、UAE に次いで宇宙資源開発に関する法整備を行った国として、今後の国際的なルール形成においてリーディングケースとして参照されることも期待されます。

## 当事務所の宇宙プラクティス・グループ

宇宙ビジネスの発展とそれに伴う法律問題の複雑化に対応し、国内外の宇宙産業にワンストップでのリーガルサービスを提供するために、当事務所では本ニュースレター執筆者を含むメンバーによる宇宙プラクティス・グループが活動しています。同グループでは、日頃から、宇宙ビジネスの最新動向や国内外の宇宙法の最新動向について研究を重ねており、宇宙ビジネスに関するリーガルアドバイスや情報発信に役立てております。当事務所で取り扱う宇宙ビジネスに関する案件も、上述の分野を含む広範囲に拡大しており、宇宙ビジネスを行うニュースペース・オールドスペース双方の依頼者に対して、総合的なリーガルサービスを提供する体制を整えております。

2021年7月14日

[執筆者]



**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo\_okubo@noandt.com

クロスボーダーの企業買収 (M&A) 取引及びファイナンス取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、宇宙関連に詳しく、特にクロスボーダーの宇宙ビジネス案件についての経験が豊富である。2010年から宇宙航空・研究開発機構 (JAXA) 契約監視委員会委員。また、2013年に Manfred Lachs Moot Court Competition Asia Pacific Regional Round の Judge、2017年～2018年商業宇宙資源探査時代の法的課題研究会メンバー。



**小原 直人** (弁護士・アソシエイト)

naoto\_obara@noandt.com

2017年東京大学法学部卒業。2019年弁護士登録 (72期、第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。



**川合 佑典** (弁護士・アソシエイト)

yusuke\_kawai@noandt.com

2018年早稲田大学法学部卒業。2019年弁護士登録 (72期、第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。



**松本 尊義** (弁護士・アソシエイト)

takayoshi\_matsumoto@noandt.com

2017年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019年弁護士登録 (72期、第一東京弁護士会)、長島・大野・常松事務所入所。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [編集者]



藤原 総一郎（弁護士・パートナー）

s\_fujiwara@noandt.com

企業買収（M&A）取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、インターネット/IT 関連取引を得意としており、いわゆる Fintech やシェアリング・エコノミー等のテクノロジー関連のアドバイスの経験も豊富である。



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji\_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

## 長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～の配信登録を希望される場合には、  
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-technology@noandt.com](mailto:newsletter-technology@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。